

乳用牛振興事業補助金交付要綱

制 定 令和7年5月29日付畜第130号

(趣旨)

第1 農家の高齢化、飼料価格等の高止まり等による生産コストの増加及び国内消費の減退による先行き不安等から、県内酪農家の経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このようなかで県内の生乳生産基盤を維持するためには、酪農家の生産意欲を喚起し、経営発展に繋がる取組や地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、酪農経営の継続的発展並びに乳用牛の振興に必要な取組みに対して、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業区分、補助率等)

第2 事業補助金の補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、乳用牛振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業に係る補助金を増額する場合又は30パーセントを超えて減額する場合
- (3) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (4) その他知事が必要と認める場合

(概算払請求書)

第5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6 事業実施主体は、規則第10条の規定により事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第4号)を知事に提出するものとし、その提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(書類の提出)

第7 この要綱の規定により知事に提出する書類は、本要綱の規定によるほか、別記実施基準の取り扱いにより提出するものとする。

(財産処分の制限)

第8 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 規則第12条第1項第4号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得財産等のうち取得価格50万円以上の機械・設備等とする。

(消費税等仕入控除税額の確定)

第9 知事は、第3第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等相当額報告書(様式第6号)による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第10 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11 この補助金を交付する事業を実施するに当たりその他必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年5月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第2関係）

事業区分	補助対象経費	事業実施主体	補助率等
全日本ホルスタイン共進会対策	全日本ホルスタイン共進会への 出品対策に必要な経費 （1）出品牛及び候補牛の指導、 選抜等に要する経費 （2）出品牛及び候補牛の衛生対 策に要する経費 （3）大会の参加に要する経費 （4）その他知事が必要と認める 取組に要する経費	島根県農業協同組合	1／3以内 なお、補助金の額に千 円未満の端数が生じた 場合には、これを切り 捨てるものとする。

様式第1号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

乳用牛振興事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、乳用牛振興事業補助金交付要綱第3の規定により、補助金〇〇〇円の交付を申請します。

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 別記実施基準「実施計画書」のとおり

(別紙)

1 経費の配分

(1) 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業区分	総事業費 (a)+(b)	負担区分		備考
		補助金(a)	その他(b)	
合計				

2 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

事業区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
合計					

3 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

年 月 日

様式第2号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

乳用牛振興事業補助金変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付け指令畜第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、乳用牛振興事業補助金交付要綱第4の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 経費の配分 別紙のとおり
- 3 事業の概要 別記実施基準「実施変更計画書」のとおり

注1) 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したもののから変更があったものだけに限り添付すること。

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

乳用牛振興事業補助金概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け指令畜第〇〇号で補助金の交付決定のあったこの補助金について、下記により金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく、乳用牛振興事業補助金交付要綱第5の規定に基づき請求します。

記

事業区分	交付決定額		〇月〇月現在 予定出来高		補助金			事業完了 予定 年月日	備考
	事業費	補助金 (A)	事業費	補助金	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A-B-C)		
	円	円	円	円	円	円	円		
				(%)	(%)	(%)	(%)		

注1) 交付決定額には、補助金の交付決定（変更があった場合は変更承認後）の額を記入すること。

注2) (%)には、(A)を100%とする割合を記入すること。

様式第4号

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

乳用牛振興事業補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け指令畜第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、乳用牛振興事業補助金交付要綱第6の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額〇〇〇円の交付を請求します。)

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 別記実施基準「実績報告書」のとおり

注) 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名

乳用牛振興事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和〇年〇月〇日付け指令畜第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、乳用牛振興事業補助金交付要綱第 8 第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付規則第 11 条に基づく確定額 (令和〇年〇月〇日付け畜第〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円